戦後中国の経済復興政策とアメリカの援助(上)

大 石 恵

Economic Policy of KMT Government as a Receiving Country in Postwar Period (1)

Oishi Megumi

はじめに

日中戦争に勝利した中国は、荒廃した国土を再建すべく、早期の経済復興を目指した。しかし、中国は社会・経済的損失を被ったばかりか、国共両党の対立、ソビエト軍の中国東北部への進駐という難題を抱えたため、復興への道程は険しいものであった。このような状況下で中華民国国民政府(以下、国民政府)が採用したのは、経済の部分的自由化を伴う経済復興政策であった。

国民政府が戦後復興の段階で限定的ながらも経済自由化路線を指向した背景には、外的要因、即ち中国がブレトンウッズ体制の根幹を成す国際通貨基金(以下、IMF)および世界銀行(以下、IBRD)、そして関税と貿易に関する一般協定(以下、GATT)の原加盟国となっていた点が指摘されている。その結果、「中国は十分な主体的条件を整えることができないまま、当時の国際的経済体制の潮流に従い、貿易と資本の自由化に踏み切ってしまった。1940年代の経済政策が失敗した一つの大きな原因は、ここにみいだされる」1という。

では、国民政府はなぜ、経済の部分自由化を進めようとしたのであろうか。第一に、アメリカの影響力がある。というのも、アメリカにはブレトンウッズ体制の進展とは別の側面で、中国を重視していたのである。つまり、アメリカは戦後中国を「莫大な投資・製品市場」²と見なし、中国大陸におけるアメリカ企業の自由な経営活動を保証するよう国民政府に求め、中国に残存する数々の規制に懸念を示していた³。アメリカは、戦中・戦後を通して、国民政府に多額の経済・軍事援助を供与した唯一の国家であり、国民政府がアメリカの要求を拒否すれば、経済援助を絶たれかねなかったのである。第二に、資金・資源的制約である。中国は、日中戦争の影響で大幅な生産力低下⁴と経済的損失

¹ 久保 [1996] 54ページ。

² 杉田 [1999] 31ページ。

³ 外国企業の土地取得に関する制約(711.932/3-1445 China-America council to Department of State, March 14, 1945 [U.S. Department of State [1985]])など、規制は多岐にわたった。

^{4 1933}年=100とした場合、1945年の中国の生産指数は、鉱産物50.0、消費財12.1と極端に低下した分野が見られた (秦主編 [1983] 第2冊、779-781頁)。

を被り⁵、後述するように、主力産業である綿紡績業ですら原料綿花を海外に頼らざるを得なかった。このように資金・資源に制約がある中で、国外からそれらを入手するには、外国からのアクセスの良い環境が求められる。自由化は、国内の制約を改善する手段でもあった。

本稿では、国民政府とアメリカとの関係を、国民政府の戦後経済復興政策にとって密接不可分で あったアメリカの経済援助を通して概観していく。

1 米華両政府の戦後構想

1-1 国民政府の経済復興計画

日中戦争末期の1943年、国民政府はアメリカの世論にも注目しながら、戦後の復興計画の立案にあたった⁶。その基本的な方針は、孫文⁷の経済思想を受け継いだものであった。孫文は第一次世界大戦後の中国の経済建設構想を示し、国際協調体制下での中国の経済開発(国際的相互扶助)、中国が経済開発の権限を掌握することを前提とした外資導入、国営事業主導下での民営事業の振興などを主張していた⁸。これに則して、国民政府は国家主導で戦後の経済復興を実現しようとしたのである⁹。

経済復興を優先するため、国民政府は傾斜的関税体系の導入も考えており、資本財や食糧輸入への低税率(あるいは免税)設定、奢侈品・非必需品輸入への高率関税賦課、復興用資材および不足食糧の輸出制限(あるいは輸出税賦課)を検討していた¹⁰。ところが、この点については、関税率の大幅な上昇を警戒したアメリカ政府から、場合によっては関税率の引き上げが大西洋憲章に反すること、米華間の通商協定締結に悪影響を及ばしかねないことを指摘された¹¹。

このようなアメリカの姿勢に躊躇することなく、国民政府は最終的に、以下の5点を含む戦後経済建設計画を作成した 12 。

- ①国際情勢に応じて国際協調体制を強化する。
- ②計画経済を実施し、重要物資の輸出入にあたっては統一購入・統一販売を行う。
- ③企業の経営方式を5つ(国営13・民営・官民合弁・外資との合弁・外資単独)に区分する。

⁵ 直接財産損失に限っても約313億ドル、これに海外華僑の受けた損失、対日作戦のための国庫支出を加味すれば、総額480 億ドル余りにのぼる(中華民國重要史料初編編輯委員會[以下、重要史料初編編委會]編[1981]第2編 作戦経過(四) 31-44百)。

⁶ 日中戦争終結間近の段階で、アメリカの学界に①戦後中国は極東の安定力である、②アメリカから大規模な対華借款供与の可能性がある、との見解があり、国民政府がアメリカの経済援助に期待する要因にもなった(「七八九月美英各界關於戦後問題及對華輿論彙編」〔民國32年11月25日 國民政府檔案 0660.20/8044-01〕)。

^{7 1866-1925}年。初代中華民国臨時大総統。

⁸ 孫(外務省調査部譯) [1939-1940] 第2巻、浜口 [2001] 68ページ。

⁹ 蒋介石の「資本の国家化、享受の大衆化」(蒋〔波多野訳〕[1946] 117ページ) という言葉が、戦後復興政策の意図を端的に表していると言えよう。

^{10 「}檢送關於戰後我國商業政策一案会商紀録希誉收倘有斟酌之處并請修正」(民國33年11月 經濟部檔案 18-23 60 (1))。

^{11 「}美國大使館面述中國政府現正草擬關於戰後商業政策一般原則之聲明美國政府王為關切世情形抄送原文電請查由」(民國33 年12月 經濟部檔案 18-23 60)。

¹² 中国第二歷史檔案館(以下、二檔)編 [2000]財政經濟(一)7頁、「物資建設五年計画草案提要」(民國34年12月 國民政府檔案 1100.30/2737.01-03)、「戰後我國對外貿易政策綱領」(民國32年2月 國民政府檔案 1100.03/6322.01-01)、「我國經濟事業經營原則草案」(民國33年10-11月 經濟部檔案 18-23 60 (1))。

¹³ 国民政府は重要産業を全て国営化する方針であった。なお、政府が重要産業として指定した分野は、国防に関連する製鋼、コークス製造、製油、兵器製造、公共性の高い鉄道、郵便・電信事業、エネルギー産業である(二檔編 [2000] 財政經濟(一)6-10頁)。

- ④政府が民営事業や輸出入同業会に補助・指導する。また、民営の輸出業者に対し資金・税制面 での優遇策を検討する。
- ⑤海外市場を確保し、輸出拡大をはかる。

即ち、国民政府は米華協調の重要性と近い将来の自由貿易体制の到来を意識しつつも、自由貿易主義を標榜する戦後の新しい潮流とはある程度の距離を置くことを選択したのである。

しかし、国民政府のこの方針は、アメリカの批判・圧力に曝されてしまった。その背景には、中国が四大国の一員とされたこと、国民政府が IMF および IBRD、1948年以降にあっては GATT の原加盟国に名を連ねていたことが影響した。仮に、戦後世界を牽引してゆく筈の大国がブレトンウッズ会議の内容に反して保護貿易に走れば、戦後の世界経済体制の根幹を揺るがすことにもなろう。

そればかりではない。国民政府はカイロ会談(1943年11月)、ダンバートン=オークス会議¹⁴(1944年8-10月)などに関与して国際的地位を高めた。他方で、当時の米大統領ルーズヴェルト(Franklin Delano Roosevelt)の戦後対東アジア政策で、中国は東アジアの安全保障上重要な国家とみなされ、ソビエトの猛反対にもかかわらず、英ソと並ぶ大国に位置付けられた¹⁵。いわば、日中戦争末期の段階で、国民政府には大国の一員として相応の行動を取らねばならない外的要因が働いていたのである。結局、国民政府は戦後の自由貿易体制確立へ向けた動きに真っ向から対立する復興計画の実施を回避し、後述するように、貿易と対内投資の部分自由化を行ったのである。

このように、戦後世界経済体制と米華双方の利害関係が、国民政府の経済復興政策に「自由化」という足枷をはめたと言える。

日中戦争終結間近になると、国民政府はアメリカ政府や経済顧問と戦後復興に関する非公式な会談を持ち、アメリカからの経済協力に期待を寄せるようになった¹⁶。会談の中で、国民政府は戦後復興に重要な項目として国際収支均衡、連合国救済復興機関¹⁷(以下、アンラ)を経由した物資確保、借入・外国投資による輸入、復興計画と経費確保を挙げ、アメリカの対華投資を熱望していることを表明した。更に、戦後復興5カ年計画で必要とされる経費が約35億ドル、最小限に見積もっても3年間で約20億ドルと、具体的金額を提示することも忘れなかった。

これに対し、アメリカ政府も、中国の経済発展が極東の平和と安全につながるとして戦後復興への協力を明らかにしたが、それは以下のような経済的動機に裏打ちされていた。第一に、戦後中国に自由主義的な貿易政策を採用させ、近い将来貿易障壁を撤廃させること、第二に、外国企業が自

¹⁵ いわゆる中国大国論(1942年5月公表)である。この背景には、ソビエトの行動を牽制する目的も含まれていた(杉田 [1999] 第 1 章 2 、参照)。その後、ルーズヴェルトはカイロ会談(1943年11月)で蒋介石に台湾・満州・澎湖諸島の支配権返還と、中国を四大国の 1 つとすることを約束した。その見返りとして、蒋介石に対しアメリカの太平洋地域での基地獲得に支持することを求めた。その陰で、ルーズヴェルトはヤルタ会談でソビエトの対日参戦を確保するため、戦後の中国の権益をソビエトに与えることを密かに同意した。

^{16 &}quot;Informal Conference during April 1945 on post-war economic reconstruction in China, under the Chairmanship of Dr. Wong Wen Hao, Minister of Economic Affairs of the Chinese Government" (以下、"Informal Conference" と略記 (United States Department of State, Records of the Office of Chinese Affairs).

¹⁷ United Nations Relief and Rehabilitation Administration (ÚNRRA). 1941年に設立された連合国間戦後必要物資委員会 (Interallied Postwar Requirements Committee) が前身で、主に戦後ヨーロッパの救済事業を検討していた。その後、アメリカがこの委員会の活動拡大を唱えたため、1943年11月、連合国44カ国が参加して発足した。

由に中国での経済活動を行えるようにすること、であった。

ただ、国民政府は外国投資の受入によって中国市場が外国企業に淘汰されることを危惧しており¹⁸、 戦後復興の過程で国内産業保護や一定の範囲内での規制は必要、との立場を崩さなかった。このような米華間の溝は経済援助や外交交渉の際にも問題となり、妥結点を見出せないままであった。

1-2 アメリカの戦後構想

国民政府にとって貴重な援助供与国であるアメリカは、太平洋戦争中、戦争の効果的な共同遂行のために必要な国と見なし、経済・軍事援助を実施した。その上で、戦後世界構想で中国を重視していた¹⁹。というのも、既述の如くルーズヴェルトが中国を東アジアの安全保障上重要な国家と考え、大国の一員と見なしたからであった。アメリカ政府としても、アジアにおける自国の権益を保護するには中国との同盟関係を強化し、国民政府に対して政治経済的に安定した国家が構築されることを期待した²⁰。それに加えて、アメリカ国内には戦後中国の広大な国土と数億の人口がアメリカに経済的利益をもたらす、との理解が存在した。このような考え方は政府首脳に限ったことではなく²¹、財界の一部にも浸透していた。1930年代から中国市場で台頭し始めていたアメリカ実業界は、恰好のビジネスチャンスと捉えて中国を重要視していたのである。

アメリカの親華政策はルーズヴェルトの後任、トルーマン(Harry S. Truman)にも受け継がれ、 戦後、長期的には「強力で、統一された、民主的中国」²²の実現のための支援を行い、短期的には 中国国内の紛争解決を支持し、それが達成されれば国民政府に援助供与すること、ただし中国の内 政には干渉しないことを基本方針とした。しかしながら、アメリカ政府は民主的中国の実現を支援 する以前に、政府の対華政策の一本化すら為しえていなかった。というのも、政府内部には以下の 3つの立場が存在していたのである。

第一に、対華援助慎重派である。そもそもアメリカ政府は、日中戦争初期、駐華外交官から国民政府の戦争への取り組みに疑念を抱いていること、将来的に日中戦争を放棄する可能性も否定できないため、短期的にはアメリカが対華援助を供与すべきであることを意見されていた²³。その後も、彼らから国民政府の腐敗・無能ぶりと政権の弱体化、中国共産党の優勢と支持拡大を伝える報告を受けていた。やがて、アメリカ国内には中国共産党に理解を示す官僚、ジャーナリストらが登場し、次第に対華援助自重論が台頭することになった²⁴。政府内の対華援助慎重派は、中国国内でも国民政府に対する支持が低下していたため、とりわけ駐華外交官は対華援助に懐疑的な姿勢を崩さず、

^{18 &}quot;Informal Conference" (Chinese Affairs).

¹⁹ Service [1971] p.57.

²⁰ アメリカは、国土が広大で5億人の人口を抱える巨大な国家とひとたび敵対関係に陥れば、アメリカ側が圧倒的に不利な 立場に立たされると考えていた。それに、ソビエトを牽制する意味でも中国の存在が必要だとみなし、中国を重視した (タッカー〔有賀訳〕[1997] 112ページ)。

²¹ ルーズヴェルトの場合は、自身の家庭環境が少なからず影響を与えていた (Welles [1951] p.78)。

²² U.S. Department of State [1967a] p.132 (邦訳、168ページ) .

²³ 山極 [1997] 70ページ。

²⁴ 対華援助自重論を展開していたのは、政党では民主党、個人ではマーシャルやエドガー=スノーらであった (渡邊 [1950] 248-249ページ)。

もし援助を行うのであれば国民政府自身の改革が前提となることを主張していた²⁵。

第二に、国民政府全面支援賛成派である。この立場をとった代表的人物はハーレイ(Patrick J. Hurley:対華大統領特使)であった。彼は当初から蒋介石を支持し、国民政府への全面支援を訴えていた。そして、ソビエトが支持しているのは国民政府である、との認識に基づいて、彼は国共関係改善のための華ソ交渉の必要性を唱えた²⁶。ただし、実際に華ソ交渉に積極的だったのはハーレーのみで、アメリカ国務省は消極的であった²⁷。

第三に、国民政府・アメリカ対中国共産党・ソビエトという関係をもとに対華政策を立案しようとする勢力である。これは、在華米軍の司令官らにみられる主張であった。彼らは、次の点を危惧していた。それは、国民政府の衰退に反比例して中国共産党が躍進すると、中国共産党支配地域が拡大する、そのような中国共産党の躍進がソビエトからの援助を誘発し、最終的に国民政府・アメリカ対中国共産党・ソビエトという対立の構図が生まれることであった。そして、このような不均衡状態が生み出されることのないよう国民政府への軍事支援が必要である、と訴えた。もちろん、その前提には、中国共産党とソビエトが強い同盟関係にある、との解釈があった。

結果的に、アメリカ政府は上記3つの考え方が混在した、短期的には国民政府を中心とする安定 政権の誕生、長期的には中国共産党勢力も取り込んだ民主的政治の実現²⁸を目安に対華政策を決定 することになった。アメリカ政府は、対華政策にこのような曖昧さを残したまま終戦を迎えたので ある。

このような政治的課題の他に、アメリカ政府は経済的課題をも解決しなければならなかった。アメリカは戦後中国を「莫大な投資・製品市場」と見なし、中国におけるアメリカ企業の自由な経済活動の保証を求め、様々な規制の存在を憂慮していた。また、国民政府が戦後経済復興計画の中で示した重要産業の国営化に関しては、アメリカ政府ばかりか国民党内部にも反対論があり、国営化が健全な経済発展を阻害するとの意見がみられたのである²⁹。アメリカ政府はこのような国民党内の反蒋介石勢力も活用し、中国経済を自由主義的方向へ牽引しようと考えていた。

そのため、アメリカ政府は「排華法 (Chinese Exclusion Acts)」を撤廃し (1943年12月)、米華両国が対等な立場で経済交渉を進める環境を整えたのである³⁰。その上で、国民政府に戦後の自由貿易体制に基づく経済諸政策の採用を要求した。しかし、肝心の国民政府は政府の一定の経済介入を前提とする経済復興計画を撤回することはなかった。

²⁵ 山極 [1976] 参照。

²⁶ 彼は、米ソが協力して国民党を支持しその上で中国共産党に援助を供与すべき、との論調であった。そのため、1945年1 月に八路軍総司令の朱徳がアメリカに直接借款交渉を切り出した際には中国共産党を批判した。ただし、ハーレーの主張 はワシントンで受け入れられなかった(杉田 [1999] 49ページ)。

²⁷ 山極 [1976]、杉田 [1999]、参照。また、そのような国務省の消極的態度にチャイナ・ロビーが批判的論陣を張り、中国への積極的介入を求め続けた (Koen [1960] p.160)。

²⁸ 毛沢東もアメリカ政府と同様の考え方を持っており、国共対立の情勢を救いうる唯一の方法は連合政府を組織することである、としている (山田 [1971] 422ページ)。

²⁹ 杉田 [1999] 31-32ページ。

³⁰ 排華法は、アメリカ国内の中国人移民に対する排斥運動の高揚がもたらした、中国人移民の渡米禁止を定めた法律である(1882年5月成立)。アメリカ政府はこれを撤廃し、国内で活動する中国法人・個人の移動の自由を保証した。しかし中国国内では、アメリカ法人・個人に対して同等の権利は付与されなかった。

日中戦争末期、国民政府側の要望で始まった米華通商条約の締結交渉では、アメリカ政府は国民政府が唯一の交渉・締結相手であるとの立場を堅持しており、国民政府による中国大陸支配が実現・継続すれば通商条約も成立・維持できる、と判断していた³¹。つまり、アメリカ政府は国民政府との通商条約締結のために、蒋介石および国民党によって「強力で、統一された、民主的中国」を経済・軍事援助で補強し、代わりに国民政府にアメリカの提示する経済的枠組を受け入れさせようとしていたと言えるのである。

2 国民政府の経済復興政策とアメリカの経済援助

アメリカの対華経済援助額は、1945-1949年の間で総額10億ドル余りにのぼる(表 1)。なお、援助額を年次別に見ると1945-1946年が最も多く、中国に対してはヨーロッパ主要国とほぼ同額の援助を供与していたことが分かる(表 2)。援助の実績から見れば、1946年までの国民政府は、「強力で、統一された、民主的中国」を実現するに足る政府と判断され、アメリカから先行投資を受けていたと言えるだろう。

国民政府は、アメリカの援助を国内経済基盤の整備に利用しながら、早期復興を目標に積極的な 経済政策を展開した。戦後、中国共産党との対立は内戦へと発展するが、政府として経済安定を図 ることも重要な責務である。以下では、国民政府が戦後復興計画を進める上で重要とみなしていた 産業復興、貿易・金融政策の2点に注目して、経済復興政策を検証する。

表 1 アメリカの対華経済援助額(1945-1949年)(単位:100万ドル)

項目	贈与	借款	合計
輸銀件款		82.8	82.8
アンラ援助	474.0		474.0
ポスト・アンラ援助	46.4		46.4
パイプライン・レンドリース		51.7	51.7
余闽物資		55.0	55.0
海軍造船所売却		4.1	4,1
卵 綿購入		16.4	16.4
中国援助法	275.0		275.0
小山計	795.4	210.0	1,005.4

[出所] U.S. Department of State [1967b] pp.1042-1053より一部転載。

表 2 アメリカの対外援助* 1945年7月-1948年(単位:100万ド	ル)
---------------------------------------	----

ロ・地域 年	1945.7-1946.12	1947	1948
イタリア	684	329	411
ドイツ	283	509	990
フランス	1,299	670	816
イギリス	1,510	2,850	1,017
その他(西欧)	578	325	628
ギリシア・トルコ	292	212	436
ソ連	328	124	6
ボーランド	328	94	19
その他東欧	472	77]
中近東	32	8	11
巾垣	1,204	213	225
日本	310	525	408
その他アジア	206	251	253
ラテン・アメリカ諸国	149	99	68
国際機関	542	96	124
総 計**	8,217	6,382	5,413

[備考](1)*金額は全て贈与と借款の合計である。

(2)**アフリカ・オセアニアを除く。

[出所] U.S. Department of Commerce [1950] pp.847-848より作成。

2-1 産業復興

国民政府が戦後経済復興の柱として重視したのは、綿業であった。当時の中国は、戦争の影響で重工業部門の発展が遅れており、製鉄・鉄鋼業やそれに付随する石炭採掘、エネルギー生産を補うための水力発電所の建設も必要としていた。しかし、当面の課題として軽工業の復興を重視し³²、その中核を成すものとして綿紡織業を選定したのであった。中国の綿紡織業は、戦前の在華紡³³の成長にも対抗して業績を伸ばし続けた産業である。国民政府は旧在華紡を接収後、中国紡織建設公司に集約させ、民営紡織業者とともに経済復興を担う主力産業として位置付けた³⁴。

³⁴ 接収事業により、綿糸・綿布企業の国営・民営比率 (%) は次のように変化した。

	194	5 年	194	6年	194	7年
	498	民育	1497	表質	16.97	民営
網系	0	100	27.6	72.4	35.8	64.2
綿布	0	100	25.0	75.0	33.6	66.4

[出所] Cheng [1956] p.267より一部引用。

^{32 &}quot;Informal Conference" (Chinese Affairs).

³³ 中国大陸に進出した日本資本の紡績工場。

国民政府は1945年11月までに戦時中の綿業統制を解き、経済部紡織事業管理委員会の指導の下に 比較的自由な企業経営を認めた³⁵。ただ、1945年の国産綿花の収穫高が1928年以来最低水準(約 600万担)に落ち込んだため、紡織工場の稼働には綿花輸入が必要とされた。その原資となったの が、ワシントン輸出入銀行借款(以下、輸銀借款)とアンラ援助である。

輸銀借款(表 3)では、総額8,280万ドルのうち4割近い3,300万ドルを綿花購入目的で契約している。一方のアンラ援助では、国民政府は1945-1947年に総額5億1,784万ドル余相当の援助を受けた 36 。そのうち1946年に2,700万ドル余り、1947年に3,500万ドル余りを綿花購入に充当している。アンラの運営資金の大半はアメリカの出資に依拠していたため 37 、アンラ資金で購入した綿花の大半はアメリカ由来であったと考えられる。これを踏まえると、1946-47年の輸入綿花の約1/2は、輸銀借款あるいはアンラ援助で輸入されたことがわかる(図 1)。

綿花を確保した結果、綿製品は増産につながった(図2)。翌1946年も、綿紡織企業は官民ともに原料綿花の8-9割を外国産に依存しながら、製品を輸出していた。というのも、この年の市況では綿糸布の生産コストが他製品より安く、海外(特に香港・東南アジア地域)での市価が中国国内の市価よりも高かったのである³⁸。つまり、当時の中国の綿紡織業は、他国と比べても相対的に価格競争力が強かった。このような好機を最大限に利用すべく、国民政府も綿業振興に取り組んだ。

項日	金額 (単位:1万ドル)	製約
綿花購入	3,300	1946年 3月14日
鉄道器材購入	1,670	1946年 6月 3日
発電機購入	880	1946年 7月16日
船舶購入*	680	1946年 8月 5日
採炭機購入	150	1946年 8月 26日
永利化学公司**	1.600	1945年3月21日

表 3 輸銀の対華借款

[備考](1)*未使用。

(2) **同公司の新工場建設資金に充当。但し、契約は成立したものの支払い延期となる。

[出所] 二檔編 [2000] 財政經濟 (一)、995-998、1014-1018、1034-1039、1042-1047、1051-1054頁、PPS/39 (U.S. Department of State, Policy Planning Staff [1983] vol.2, p.443) より作成。

³⁵ 経済部は1946年8月まで綿業部門を原則自由取引とし、その後、段階的に綿糸布の販売購入、綿花の輸出入を規制し始めた (1946年8月-1947年6月)。それ以降は、紡織事業管理委員会を改廃し (1947年6-12月 紡織事業調節委員会の設置)、1948年初から花紗布管理委員会 (紡織事業調節委員会の後継)の下で綿紡織業の全面統制に入った。

³⁶ UNRRA [1948] p.204

³⁷ 加盟国の資金拠出は任意となっており、本国領土を占領または侵略された加盟国であれば出資義務を負わなかった。そのため、アンラの運営資金の70%以上を拠出していたのはアメリカであった。また、「各国の出資額の90%に相当する物資は出資国内で賄う」との規定が存在していたため、援助物資の大半はアメリカの商品であった。

³⁸ 川井 [1989] 57ページ。

図1 原綿輸入額

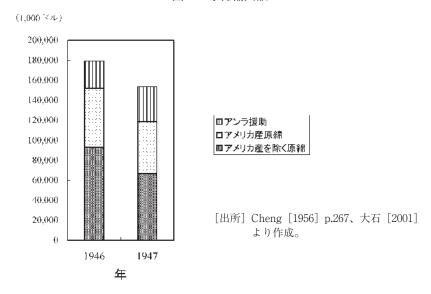
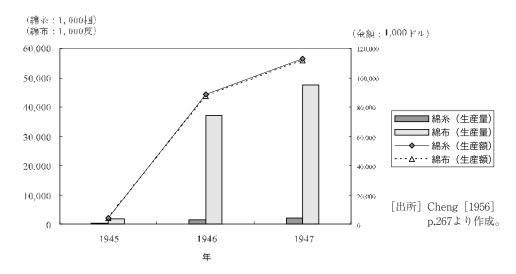


図2 綿業の生産力回復



その結果、戦後中国の綿製品輸出は、図3に示す如く順調に拡大した。

このような生産力の回復を裏付ける指標として、表 $4(1)\cdot(2)$ が挙げられる。これより、戦後の紡錘数は1930年代前半と同水準まで、織機台数は日中戦争直前の水準以上まで回復したことが把握できる。

しかし、1946年秋以降、国民政府は綿業復興につながる新規援助の契約に恵まれなかった。同政府はアメリカ政府に対し、綿花の購入を目的とする1億ドルから1億5,000万ドル程度の綿花借款

高崎経済大学論集 第50巻 第3·4合併号 2008

図3 中国の綿製品輸出



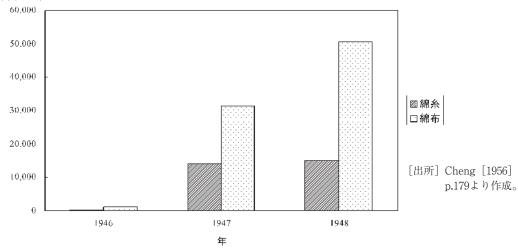


表 4 中国綿業の復興

(1) 紡錘数

(単位:錘)

(2) 織機台数

(単位:台)

শ-	中国資本	在华納	イギナス資本	÷ ==
1931	2,730,000	2,003,000	171,000	4,904.000
1932	2,522,000	1,738,000	233,000	4,493,000
1933	2,643,000	1.813,000	184,000	4,640,000
1934	2,719,000	1.873,000	185,000	4,777,000
1935	2,824.000	1.940,000	188.000	4,952,000
1936	2,746,000	2,135,000	221,336	5,102,336
1937	2,694,816	2,097,086	221,336	5,013,238
1938	263,000	2,874,224		3,137,224
1939	550,000*	2,597,000		3,147,000
1946	_	_	_	4.093,611
1947	4,420.244**	_	_	4,471,432

午	中国資本	在革徒	イギリス資本	≏ it
1931	20,599	19,306	2.691	42,596
1932	21,599	18,289	2,891	42,779
1933	20,926	19,017	2,891	42,834
1934	22,067	21.101	2,891	46.059
1935	24.361	22.622	4,021	51.004
1936	25,503	28,915	4.021	58,439
1937	24,629	27,907	4.021	56,557
1946	54,028*			54,028
1947	68.777*	_	_	68.777

[備考]*国営および民営の保有織機台数の合計。 [出所] 二檔編 [2000] 財政經濟(四)、104-105頁より一部転載。

[備考](1)*租界、後方での合計。

(2) **国営、省営、民営の合計。

[出所] 二檔編 [2000] 財政經濟 (四)、102-104頁 より一部転載。

を要請し続けたが、実現に至らなかったのである。中国の綿業は1946-47年にかけて順調に業績を回復させたものの、追加資金が得られず、綿花を確保することが困難になったため、業績回復は頭打ちになってしまった。更に、綿業以外の産業が活況を呈することはなく、伝統産業を牽引役とした経済復興にまでつながることはなかった。

2-2 貿易・金融

貿易・金融の分野では、国民政府は「戦時輸出入取締辦法」(1944年公布)等の戦時統制を完全 撤廃し、復興に備えて1946年2月には貿易の部分自由化に向けた法整備を実施した。

まず、国防最高委員会において外国為替、外国貿易に関する法令(「開放外匯市場方案」)を定め、 政府による為替市場介入の実施、5億ドルの外国為替基金の準備などを規定した。同時に、「中央 銀行管理外匯兌暫行辦法」で、

- ①中央銀行の指定銀行、中央銀行に許可を受けた銀行・銭荘・銭兌荘・旅行業者、ブローカーを 外国為替業務の従事者とする。
- ②中央銀行は、市場の動向に応じて為替介入を行う。
- ③金の自由売買を承認する。

ことも定めた 39 。これらの法令に基づき外国為替市場が開放され(1946 年3月)、公定相場は 1 ドル= 2 ,020元に決定した。表 5 に示すように、公定相場は実勢相場よりも若干高めに設定されていた。それは、復興事業を進めるについては輸入資材に頼らざるを得ず、あえて輸入に有利な為替相場を設定したためである 40 。

貿易取引の面では、「進出口外國貿易暫行辦法」(1946年3月)で輸出入品の中から輸入許可品、輸入禁止品、輸出許可品の3種類を設定し、それらに該当しない商品は全て自由に輸出入できる、と定めた⁴¹。

このような貿易自由化の意図は、国民党第六届二中全会(1946年3月)における宋子文(行政院長)の報告から読み取れる。報告によれば、政府の経済復興へ向けた対処法として、財政収支均衡、物資供給量の増加、交通網の回復、対外貿易開放の4点がある。そのうち、物資供給量の増加に関してはアメリカ、カナダからの借款・贈与42、アンラ援助、アメリカの余剰物資売却益により徐々に解消されつつある。同様に、国内交通網もアンラ援助で輸送手段の重点整備が行われ、援助物資を中国国内全域に運搬できる状態にまで改善された。そして貿易については、市場開放が諸外国の対華投資につながり、生産設備および原材料の輸入が国内工業に生産回復の契機を与え、ひいては中国の輸出増加に結びつく43。宋の主張はこのようなものであった。

折しも、国民政府はスイス、タイ、デンマークと友好通商条約を締結し、インドからの貿易使節団を受け入れ、貿易促進のための米仏と会談を開催するなど、貿易拡大へ向けて活発な動きを見せていた。殊に、アメリカとは通商航海条約を調印し(1946年4月)44、批准を待つのみであった。

³⁹ 余 [1946] 1-3頁。

^{40 「}中央銀行総裁貝祖詒呈辦開放外匯穩定金融推進情形」(民國35年3月9日 國民政府檔案 0851/2371.01-03)。

⁴¹ 輸入許可品は石油類、鉄道車両、酒類、煙草、葉煙草、装飾品、真珠、宝石、砂糖、映画フィルムの10品目、輸入禁止品は奢侈品19品目、輸出許可品は金・銀・地金・銅貨、政府管理鉱産物、塩、米・穀類、古文書、綿糸布、鳥類の剥製、動物、古物の9品目と定められた(二檔編 [2000] 財政經濟(六)600頁、岩武 [1990]892ページ)。

⁴² アメリカを除く主要国で対華借款契約を結んだのはカナダのみであった。カナダは年利0.03%、償還期限30年で、カナダ製品購入のための借款6.000万カナダドルを国民政府に供与した(二檔編 [2000] 財政経済(一)983-988頁)。

⁴³ 重要史料初編編委會編 [1981] 第7編 戰後中國 (四) 447-454頁。

^{44 「}中美友好通商航海条約」(二檔編 [2000] 外交、541-564頁)。友好通商航海条約に関しては、ソビエト共産党機関誌 『プラウダ』誌上で批判的見解が述べられており、友好通商航海条約の締結は中国の半植民地化への回帰とアメリカへの依存を意味する、との厳しい論調であった。同誌は、条約締結の結果、中国市場に過剰供給のアメリカ製品が大量流入し、国営企業が業績不振に陥る可能性も示唆していた(Orlean [1948] 参照)。

当時の国民政府にとって、貿易の部分自由化は諸外国から必要物資を容易に入手するための手段を意味する。というのも、国内生産力が回復していない状況では、復興用の物資を海外に頼らざるを得ない。そのためには、保護関税の創設よりも自由化を断行し、国内再建に結び付けることが先決である。また、自由化を契機に海外からの投資を誘導する意図もあったと言えるだろう。

しかし、貿易の部分自由化は予想に反する結果をもたらした。為替相場は公定相場と市場相場との乖離が激しく、公定相場の見直しが市場の変動に間に合わなかった(表 5)。やがて、貿易業者の中には、この現象を利用して公定相場で外国から商品を輸入し、市場相場で換算した価格で商品を販売する者も現れた⁴⁵。当然、貿易は輸入偏重になり、中国からの資金逃避まで誘発した。また、当時の混乱ぶりを反映し、輸出では正規の15%(3,225万ドル)、輸入では正規の25%(1億1,275万ドル)以上の密貿易が横行していたと言われる⁴⁶。

自由化で影響を受けた国内商工業者は、政府に貿易改善案を提出したり⁴⁷、国内産業保護のための保護関税創設、民間企業支援のための減税措置や国営銀行の貸出金利優遇などを要請するなど⁴⁸、政府への嘆願を続けた。

その結果、自由化開始から僅か8カ月後の1946年11月、国民政府は方針を転換して「修正進出口 貿易辦法」で厳密な輸入管理を実施し、国内企業が必要とする物資を優先的に輸入するほかは輸

年	Л	公 定	市 場
1940		3.3	
1941		3.3	
1942		8.9	
1943		20	
1944		20	
1945	12	20	1,222
1946	6	2,020	2,665
	12	3,350	6,063
1947	6	12,000	36,826
	12	77,636	149,615
1948	6	1,273,600	2.311,250
	12	366,000,000	405.000,000
1949	4	615,000,000,000	2,441,640,000,000

表 5 中国元の対米ドル為替相場 1940-1949年(単位:元)

[出所] Chang [1958] Appendix D, Table D-1、張 (楊摘訳) [1986] 195、198頁より一部転載。

⁴⁵ 外務省調査局第五課 [1948] 180、182-183ページ。

⁴⁶ 外務省調査局第五課 [1948] 26、167-172ページ。

⁴⁷ 全國商會聯合會籌備處「電送議案」(民國35年11月 經濟部檔案 18-23 37 (1))。

⁴⁸ 例えば、「全國工業協會代表大會呈該会建議挽救工業危機等意見」(民國35年11月11日 國民政府檔案 1120/1032.01-08)、 「請政府從速確定經濟政策、改善金融措施、務須以保護生産、發展貿易暨安定民生為中心、藉謀挽救全國工商危機案」(民 國35年12月 經濟部檔案 18-23 37 (2)) など。

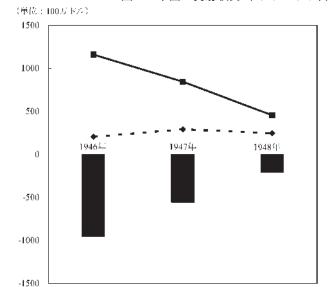


図4 中国の貿易収支(1946-1948年)

[出所] IMF [1950] pp.113-119 より作成。

■貿易収支

- 輸出

入を厳しく制限し始めた⁴⁹。輸出については修正以前(「進出口外國貿易暫行辦法」)と変わらず、輸出禁止品と指定された商品を除いて全て自由に取引することができた。この修正で最も大きい変更点は、輸入商品を禁止品、許可品、割当品に区分し、輸入管理を始めたことである。また、輸入貿易に従事できる業者を

- ①太平洋戦争開戦以前からの輸入業者
- ②太平洋戦争開戦以降に営業開始し、公認されている外国輸出商の代理人
- ③過去1年以内の記録で輸入貿易業務の能力があることを証した者

に限定し50、①-③に適合する者に限り政府の登記申請を許可した。

このような輸入管理が成功し、国民政府は1947年にかけて一方的な輸入拡大に若干歯止めをかけた(図 4)。

これ以降、国民政府は経済統制を強めた。1947年2月には「経済緊急措施方案」を公布し、

- ①外国通貨の流通および特例を除く金売買の禁止
- ②緊急以外の財政支出の一時凍結
- ③輸出推進委員会の設置と輸出市場開拓の検討
- ④2月6日公布の輸出補助金および輸入賦課税の廃止
- ⑤米軍余剰物資・接収資産・国営企業の早期売却

などを決定した51。この方案を境に国民政府の方針は大きく変化し、自由化の潮流は宋子文の引責

^{49 &}quot;Revised Temporary Foreign Trade Regulations and Schedules Annexed"(民國35年11月 經濟部檔案 18-28 6 (1)

⁵⁰ 岩武 [1990] 897-898ページ。

⁵¹ 二檔編 [2000] 財政經濟 (一) 46-48頁。

辞任によって影を潜め、全面的な経済統制の時期に入ったと言える52。

その間、宋子文はアメリカから援助を獲得して経済再建を実現するため、米華両国が経済会談を 開催して日本も含めたアジア地域の貿易拡大、民間技術協力、援助供与などの課題を討議すること を提案したが⁵³、何ら成果をあげることなく終わった。

その後、国民政府は「修正外匯管理辦法」、「修正進出口貿易辦法」を公布し、為替管理を強化した(1947年8月)。これらは、輸出入時の為替取組にあたって公定相場と市場相場の採用の区別を明確にし、外国為替収支の均衡を狙って中央銀行内に委員会を設置することなどを定めたものである。しかし、両辦法とも目立った効果をもたらすことはなかった。11月には、追加的に「緊急金融管理辦法」を定めたが、それでも状況の改善は見られなかった。

結局、中国では貿易と対内投資の部分自由化が発端となって輸入が急増し、外国為替市場の再開も金融市場の安定にはつながらなかった。国民政府は為替管理の強化も虚しく、1945年末時点で約9億ドルとも言われた外貨準備54を、2億3,400万ドル(1947年末時点)まで大幅に縮小させた55。

(おおいし めぐみ・本学経済学部講師)

【参考文献】

1 公文書・政府刊行書

<中華民国政府>

國民政府檔案 (國史館蔵)

經濟部檔案 (中央研究院近代史研究所檔案館蔵)

中華民國重要史料初編編輯委員會編 [1981] 『中華民國重要史料初編-對日抗戰時期』中國國民黨中央委員會黨史委員會(全7編)。

中国第二歴史檔案館編「2000]『中華民国史檔案資料匯編 第五輯第三編』江蘇古籍出版社。

<日本政府>

外務省調査局第五課 [1948] 『戰後における中國經濟』外務省。

<米国政府・議会>

National Advisory Council on the International Monetary and Financial Problems, "Economic Assistance Program for China", February 2, 1948, entry 360G, box 16, RG56 (National Archives).

United States Department of State, Foreign Relations of the United States (FRUS), USGPO(各年).

- —, Records of the Office of Chinese Affairs, 1945-1955.
- [1985] Confidential U.S. State Department central files, United States-China relations, 1940-1949, Scholarly Resources.
- —— [1967a] U.S. Relations with China, vol.1, Stanford University Press (朝日新聞社訳 [1949] 『中國

⁵² 国民政府は同時期に輸出補助金制度を新設し、輸出の伸び悩みを解消しようとした。これは、台湾、旧満州地域を除く中国のあらゆる輸出品に対し100%の補助金を交付する制度であった。しかし、アメリカから即日抗議を受けたため、この制度は僅か数日で打ち切られてしまった(外務省調査局第五課 [1948] 189-190ページ)。

⁵³ FRUS 1946, vol.X, pp.1021-1022.

⁵⁴ U.S. Department of State [1967a] p.129 (邦訳、164ページ)

^{55 &}quot;Economic Assistance Program for China" (National Advisory Council on the International Monetary and Financial Problems, February 2, 1948, entry 360G, box 16, RG56). なお、2億3,400万ドルのうち、金は9,650万ドル (中国保有高は 8,600万ドル)、残り1億3,780万ドルは在米の公的ドル勘定とされる。私的な金・外為・外貨の長期資産保有高は少なくとも5億ドルと見積もられ、私的な金の蓄積、香港経由での資本逃避のため増加したが、経済状態の悪化により減少傾向に なった (外務省調査局第五課 [1948] 27-28ページ)。

白書』朝日新聞社).

- [1967b] U.S. Relations with China, vol.2, Stanford University Press.
- —, Policy Planning Staff [1983] *The State Department Policy Planning Staff Papers*, Garland Press (3vols).

2 公式統計

International Monetary Fund [1950] Balance of Payments Yearbook 1948 and preliminary 1949, IMF. Untied States Department of Commerce [1950] Statistical Abstract of the United States, 1949.

3 二次資料

<中国語文献>

秦孝儀主編[1983]『中華民國經濟發展史』近代中國出版社(全3冊)。

余捷琼[1946]「論國際匯兌暫行辦法」(『財政評論』第14號第3期)。

張公権(楊志信摘訳)[1986]『中国通貨膨脹史:1937-1949年』中国文史資料出版社。

<邦文文献>

岩武照彦 [1990] 『近代中国通貨統一史:十五年戦争期における通貨闘争』みすず書房。

大石恵 [2001] 「戦後アメリカの対華援助――アンラ援助と国民政府――」 『京都大学経済論集』第19号。

川井伸一 [1989]「戦後の中国綿紡織業と中紡公司――予備的考察――」(中国近現代史シンポジウム事務 局編『中国経済政策史の探究』所収)。

久保亨[1996]「国民政府の政治体制と経済政策」(池田誠・上原一慶・安井三吉編『20世紀中国と日本 (下) 中国近代化の歴史と展望』法律文化社、所収)。

蒋介石(波多野乾一訳)[1946]『中国の命運』日本評論社。

杉田米行[1999]『ヘゲモニーの逆説――アジア太平洋戦争と米国の東アジア政策』世界思想社。

孫文(外務省調査部譯)[1939-1940]『孫文全集』第一公論社(全7巻)。

N・B・タッカー(有賀道子訳)[1997]「アメリカの戦後アジア構想」(細谷千博ほか編『太平洋戦争の終結』柏書房、所収)。

浜口允子 [2001] 「中国における「国営」と「民営」――20世紀中葉、国民政府下の経済構想」(『日本大学経済学部経済科学研究所紀要』第30号)。

山極晃 [1976]「アメリカの戦後構想とアジア――対日占領政策を見直す――」(『世界』所収)。

--- [1997] 『米中関係の歴史的展開 --- 1941年~1979年 --- 』研文出版。

山田辰雄 [1971] 「ジョン・S・サーヴィスの延安報告」(慶應義塾大学地域研究グループ編『アメリカの対外政策』 鹿島研究所出版会、所収)。

渡邊長雄 [1950] 『中國資本主義と戰後經濟――國共經濟體制の比較研究――』東洋経済新報社。

<英文文献>

Chang, Kia-ngau [1958] *The Inflationary Spiral: the experience in China, 1939-1950*, Technology Press of MIT and John Wiley & Sons, Inc.

Cheng, Yu-kwei [1956] Foreign Trade and Industrial Development in China, The University Press of Washington.

Koen, Ross Y. [1960] The China Lobby in American Politics, Macmillan.

Orlean, M.E. [1948] "The Sino-American Commercial Treaty of 1946" (*The Far Eastern Quarterly*, vol.VII, No.4).

Service, John S. [1971] The Amerasia Papers: Some Problems in the History of US-China Relations, University of California.

United Nations Relief and Rehabilitation Administration (UNRRA) [1948] Report of the Director General to the Council for the period 1 July 1947 to 31 December 1947 and Summary of Operations 9 November 1943 to 31 December 1947.

Welles, Sumner [1951] Seven Major Decision, H. Hamilton.